

文化庁

47. 3

〈月報〉

昭和47年3月15日 発行

編集発行 文化庁長官官房庶務課
 東京都千代田区霞が関3-2-2
 電話代表 (581) 4211
 郵便番号 100

〈第43号〉

(題字=今日出海 文化庁長官)



重要文化財旧新潟税関庁舎

・もくじ・

◇座談会	8	◇第十一回県展選抜展開く	8	来日	10
「昭和四十六年度をふりかえって」	2	◇随想	8	◇国立博物館・美術館だより	11
◇著作権審議会第四回開催	5	◇都道府県・指定都市文化行政主管部 課長会議開催	9	◇国立劇場四月公演	12
◇各都道府県へ映画製作にあたっての 脚本家等の氏名表示を要望	5	◇沖縄の「組踊」の記録映画作成	9	◇文化庁日誌	12
◇営利を目的としない上演・CATV等	6	◇重要文化財旧新潟税関庁舎の修理成る	10	◇昭和四十七年度文化庁主要会議行事 予定一覽	13
◇地方における芸術文化の振興について —教育モニター報告—	7	◇文化協定締結国等との文化交流	10	◇昭和四十七年度文化庁附属機関 特別展示等予定一覽	14
		◇在外日本人学校派遣教員の選考	10	◇昭和四十六年度文化庁月報総目次	15
		◇インドネシア教育文化省中堅幹部	10		

言葉とはむずかしいものだと思う。女性を評して「美人だ」、「きれいだ」、「可愛い」、「魅力的だ」などというが、実のところ、話し手は自分なりのフイーリングを伝えようとし、聞き手は自分なりに別の女性像を頭の中に組み立てているにすぎない。「聞く」と見るとは大違い」といわれるゆえんでもある。このへんのことは、話し手と聞き手との間に言葉の表現と理解の差があっても別段困ることではない。ところが、法令上の用語となるとそうはいかない。国民それぞれにいくとおりもの解釈をたらすこととなつては一大事である。疑義を生じそうな用語には法律上の定義を設けるのが最近の立法の通例ではあるが、それとてもその定義についての解釈が問題とならないわけではない。法令立案の際に苦心を要する一つは、ここにある。これが国際条約となるとなおさらである。

昨年十月ジュネーブで採択されたレコード保護条約においても、条約上の用語をめぐって大激論がたたかわされた。この条約は、最近における国際的なレコード海賊版の横行の実態にかんがみ、その防止措置を講じようとしたものであり、条約正文は英仏西露の四か国語で作成さ

れているが、無断作成の禁止の対象とすべき複製物の定義「レコードに固定された音の全部または実質的部分を収録している物品」が問題となった。各国とも一致して、たとえばLP盤にはいつている十二曲中の一曲を無断でテープにとる行為も禁止されるという考え方は了解されたのであるが、それを表現するための「実質的」という言葉について、スペイン代表は“substantial”だと量的に相当部分を意味するので不適當だと主張し、フランス代表は“substantielle”で商業的利用価値のある部分を意味すると理解し、イギリス代表は“substantial”が量的な意味よりは質的な意味を持つと説明し、きわどい

随想

言葉のむずかしさ

加戸守行

票決の差で「実質的」の語が採択され、レポートの中でその解釈を記述することで落ち着いた。かりに条約正文を日本語でも作成するとした場合、量的に十二分の一のものまでも「実質的部分」と規定できるかどうか、別に適当な用語があるかどうか、いまもってはなはだ自信のないところではある。

コンピュータ翻訳も、言葉の持つ微妙なニュアンスの理解の困難さから、きわめて限局された利用分野しか期待できないであろう。人間、バンザイ!